

令和 5 年 筑前町議会総務建設常任委員会会議録	
招集年月日	令和 5 年 9 月 6 日 (水)
招集の場所	筑前町役場議員控室
開 会	令和 5 年 9 月 6 日 (水) 1 4 時 5 2 分
閉 会	令和 5 年 9 月 6 日 (水) 1 5 時 1 2 分
出席委員	委員長 柳 雅 明 副委員長 原 口 博 文 委員 原 田 邦 男 委員 原 田 宏 委員 木 村 和 彦 委員 石 丸 時次郎 委員 田 中 政 浩
欠席委員	なし
会議事件説明のため出席した者の職氏名	請願第 1 号 紹介議員 奥 村 忠 義 財政課長 橋 本 照 美 請 願 者 筑前町職員労働組合 執行委員長 井 浦 直 洋
欠席者	なし
職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 山 本 孝 議会事務局次長兼議会係長 坂 田 康 仁
付託事件	請願第 1 号 「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める 請願書

# 会 議 録

総務建設常任委員会

令和5年9月6日（水）

開 会	
委員 長	皆さん、こんにちは。 本日の出席議員は7名につき、定足数に達しております。 ただいまから総務建設常任委員会を開会します。  (14:52)
委員 長	これから本日の会議を開きます。 これより、本委員会に付託されました請願第1号「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める請願書を議題とし、審査を行います。 まず、本日の出席者をご紹介します。 請願者の自治労筑前町職員労働組合、執行委員長、井浦直洋様です。
井浦執行委員長	よろしくお願いします。
委員 長	本日の紹介議員の奥村忠義議員です。
奥村議員	よろしくお願いします。 ちょっと一言よろしいですか。
委員 長	はい。
奥村議員	総務建設常任委員会の皆様には議会終了後お疲れのところ、請願書の審査を受けていただきありがとうございます。 この請願書は、憲法16条の権利に基づいた意見書の請願が職員組合により提出されたものであります。また、この件につきましては、働き方改革の将来に向けた展望を目指すものであるとも考えられ、働く側のニーズの多様化などの状況も踏まえて、住民サービスの向上につなげるためにも、十分な審査の下、意見書の提出をお願いします。
委員 長	担当部局から財政課長でございます。
財政課長	よろしくお願いします。
委員 長	以上の方々です。 お忙しい中、ご参集いただきありがとうございます。 次に、請願の趣旨についての請願者の説明を求めます。 執行委員長、井浦直洋さん、お願いいたします。
井浦執行委員長	先ほどご紹介いただきました筑前町職員労働組合で執行委員長をしております井浦でございます。本日はよろしくお願いいたします。貴重なお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。 それでは早速ですが、今回提出いたします「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める請願書について説明させていただきます。座って説明いたします。 この請願活動は、本組合では5年前から取り組んでいるものでございます。まず、請願の趣旨について説明申し上げます。 ご存じのとおり、今、地方自治体には多くの行政需要がございます。医療、介護、社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保、より多くまた従来よりもより複雑化した行政需要への対応が求められている昨今でございます。 コロナ禍で3年経過し、2類から5類へと今年の5月に移行しましたがけれども、ワクチン接種を含めた医療提供体制の確保、また、毎年のように各地で起こっております地震や大雨、台風による大規模災害の対応など、ますます地方財政は緊迫している状況でございます。 先ほど奥村議員もおっしゃいましたけれども、地方自治法第99条、議会の意見書提出権についてということで、地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができるかと定めてございます。

意見書採択を行う目的ですが、各地方議会から、地方財政と社会保障の重要性を直接国に訴えていただくためでございます、一つでも多くの地方議会で採択を進めることが地方財政の確立につながるものと考えてございます。そのため、住民代表である議会の皆様の総意として、本請願についてご採択いただきますよう何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、請願事項について説明いたします。

先ほど5年前から取り組んでございますということで申し上げましたけれども、今年度も充実・強化のため10の事項の実現を図る目的の内容になってございます。昨年度とちょっと内容的に重複してるものがございますので、要点を絞りまして、事項1、2、4、6、8について説明させていただきます。

まず、1番、増大する地方自治体の財政需要的確な把握とこれに見合う地方一般財源総額の確保についてです。

2023年度地方財政対策では、一般財源総額は約6.2兆円、地方交付税については前年度プラス3,000億円の1.8兆3,600億円が昨年度を上回る額が確保はされてございます。昨年の税収はニュースでもやっておりますけれども、7.1兆円と初めて7.0兆円を超え、3年連続で過去最高を更新いたしました。にもかかわらず、現在の財政は国も地方も急激な高齢化を反映しまして、恒常的な社会保障費の増額の性格を持ってございます。これに加えて、脱炭素化、デジタル化など新たな業務の増加の一途をたどっておりまして、これまでどおりの地方財政規模を確保するのみで、十分なサービスを提供できるかが大いに疑問とされてございます。

続きまして、2番、地方財政計画においてです。

前年の水準が保たれておりまして、地方3団体からも歓迎的な考え方が示されており、自治労としても否定はしてございません。しかし、歳出における一般行政費の内訳を見てみますと、補助事業は2.2%増加してございます。しかしながら、地方単独事業分の配分は0.7%増とやや抑制的となっております。

地方単独事業には国の制度の不完全性を補完する役割がありまして、保育、子育て支援、予防健診、緊急医療、生活保護、障がい者福祉の多岐にわたってございます。こうした社会保障を支える経費は恒常的に増加傾向にあることが明確でございまして、補助事業に相当する分の伸びに関する単独事業も認められるべきではないかと考えてございます。また、社会保障を支えるのはマンパワーに頼るところが大きいので、人材確保も含めた視点から要請するものでございます。

続きまして、4番、新型コロナウイルスです。

5月8日から季節性インフルエンザと同様に5類感染症に指定が変更されましたが、今後も財政面また体制面での様々な対応が求められます。このため、国には十分な財政措置と速やかな情報提供、そして地方の声を十分に勘案することを求めるものでございます。

続きまして、6番、会計年度任用職員制度の運用に関してでございます。

2020年4月から会計年度任用職員制度が始まりました。2020年度には一般行政費として1,738億円が計上されまして、2021年度は制度の平年化による期末手当支給の支給月数増加分に対応し、さらに651億円が上積みされました。しかし、2023年度から地方財政計画には既に措置したものとして組み込まれた形となりまして、今年度は特段の記載はされてございません。

職場の実態からしますと、昇給制度の導入、給料、報酬の基本額改善まで織り込まれた予算とは言いがたい。また、職場における継続的な処遇改善の取り組みが必要となっております。

加えて、来年度から、会計年度任用職員勤勉手当、今は期末手当だけなんですけれ

	<p>ども、勤勉手当の支給が可能となるため、新たな財源措置について明記されるよう必要な財政需要に位置づけて要請するものでございます。</p> <p>続きまして、8番、デジタル化に関してでございます。</p> <p>デジタルガバメント化における自治体業務システムの標準化に向けまして、地域デジタル社会推進費に相当する財源を継続して確保するなど、十分な財源を保障すること。また、デジタル化が定着していく過渡期において生じる行政需要についても、人材、財源を含めた対応を行うこと。政府は今、デジタルガバメントを強力に推進しておりますが、自治体業務システムの標準化については、2025年度、再来年度までの完了を目標としています。しかし、その割には規模や人材不足などにより、目標達成が困難という自治体も存在しているのが事実でございます。</p> <p>こういったデジタルシステムを進める上で、ついていけない住民の存在、年配の方とか小さい子もそうなんでしょうけど、そういったいわゆるデジタルデバインド、格差の問題ですね、旧制度と新制度の過渡期には両制度の業務対応が求められるなど、自治体、職場における困難な事業とか、あと繁忙化も予想されてございます。</p> <p>また、マイナンバー法の改正で、戸籍の記載事項に氏名のふりがなの追加が見込まれているのもございまして、その確認や登録というのは自治体に求められてございます。</p> <p>マイナンバーカードの申請標準化対応で、現場の負荷が極めて高くなっているのは事実でございまして、登録作業とかひもづけといった確認作業にどれだけの時間とか手間が費やされるのか全く不透明な状況でございます。</p> <p>こうした作業で必要となる人員とかシステムの対応について、国としてしっかり対応を求めていくというものになってございます。</p> <p>すみません、以上、早口でしたが説明を終わります。</p> <p>よろしくお願いたします。</p>
委員長	<p>以上で請願者からの説明が終わりました。</p> <p>次に、紹介議員の奥村議員からの説明があれば、お願いたします。何か。</p>
奥村議員	いえ。
委員長	<p>分かりました。</p> <p>奥村議員の説明は、先ほどの述べられたことで説明ということでございました。</p> <p>ほかに補足説明がありましたら、お願したいんですけども、財政課長、何かありますか。</p>
財政課長	特にはございません。
委員長	<p>分かりました。</p> <p>以上で関係者からの説明が終わりました。</p> <p>これから、請願第1号に対する質疑に入りたいと思います。</p> <p>請願者それから紹介者、当局に対しまして質疑がありましたらお願したいと思いますが、何かありますか。</p> <p>どうぞ。</p>
木村委員	<p>6番ですね、2024年から可能となるという点で、「可能となる」という表現の書き方なんですけれども、例えば筑前町はもうお金がないんでしませんというのもあるんですか。必須とは違うんですよね、可能となるというのはね。</p>
委員長	はい、どうぞ。
井浦執行委員長	<p>法律的には支給することができるということになりますので、それをもって支給しないと決めることは非常に困難なことだと考えてございまして、当面なぜ支給されるのかということを見ると、支給しないというのは基本的には行政としてあり得ない判断になってくるものだと考えてます。</p>

木村委員	「可能となる」という書き方をちょっと聞きたかったから。
委員長	ほかにごいませんか。
委員長	自分から一つよろしいですか。 9番ですけれども、森林環境譲与税についてですけれども、人口による配分を3割とする現行の譲与基準を見直すこととありますが、これはどうするんですか、3割を。はい、どうぞ。
井浦執行委員長	森林環境譲与税が個人住民税に1人あたり1,000円ずつ加算されていくものでございまして、必ず大都市だけではなくて、皆さんに日本全国負担していただくものになりますけれども、結果として、1人1000円ずつ集めるもんですから、それは森林がない、例えば都市部ばかりに森林環境譲与税が流れていくようなシステムになってございますので、人口比でその3割だけではなくて、結局地方のほうが森林譲与税を使うというか、そういったことを見込まれますので、そういう財源活用するためには人口基準を見直すという、一定の一律でというわけではなくて、伐採とか植林など必要なことにきちんと使えるように、人口基準を見直してはどうでしょうかという主張でございます。
委員長	分かりました。 よろしいでしょうか。環境譲与税は、森林面積は50%、それから森林従事者が20%、そして人口による配分が3割なんですよね。この3割をどこに持っていくんですか。 財政課長、分かりますか。
財政課長	どこに持っていくというのは。
委員長	50に持っていくか、20に持っていくしか、持っていきようがないでしょう。
財政課長	これは市町村で決めるべき率ではないので、法律によって決まってるものです。
委員長	はい。ですから、見直すというのはどういうふうに見直すんですか。パーセントは。
財政課長	法律の改正を求めるとのことですか。
井浦執行委員長	そうです。
田中委員	よけいもらえるように求めるということですか。
委員長	はい、どうぞ。
井浦執行委員長	都心部だと森林等はございませんので、それに対して人口割でぼんと持っていってしまうと、地方分が減ってしまうというかですね、そうではなくて、地方にこそそういう森林を保つべきシステムの構築であったり植林であったりとかが必要なので、それは人口だけではなくてほかの要素を踏まえた上で、多めに配分してくださいよということになります。
委員長	人口割を例えば2割とか1割5分にして、その分を例えば森林面積に7割にするとかというふうな配分に変更してくれということ。今見直されてますよね、国のほうでも。
井浦執行委員長	はい。
委員長	見直しは今現在されてるような気がするんで、分かりました。 はい、どうぞ。
田中委員	その内容につきましては、国のほうで今年の3月頃から、国の中で、面積割だとか地方に配るとか、そういうふうな形は今審議が出されてあるようでございます。そういうことを踏まえた上でお願いということになるろうかと思うんですけど、そういう意味ですよ。
井浦執行委員長	はい。
田中委員	だそうです。

委員長	はい、分かりました。 書き方はこれでいいんですか。 はい、どうぞ。
井浦執行委員長	これに5年前から取り組んでございまして、書き方が同じような感じでずっと要望しているところがございますので、特にこのまま行かせていただければと思っております。
委員長	はい、分かりました。 ほかに質疑ありますか。 (質疑なし)
委員長	ないようでしたら、これで質疑を終わりたいと思います。 以上で請願者からの説明並びに質疑が終了いたしました。請願者、紹介議員、それから財政課長の皆様にはここでご退席よろしくお願いいたします。 大変お疲れさまでした。 (井浦執行委員長、奥村議員、財政課長退室)
委員長	これより討論に入りたいと思います。 まず、請願第1号に反対者の反対討論がありましたら許します。 (討論なし)
委員長	次に、賛成者の賛成討論がありましたらお願いします。 原口委員、どうぞ。
原口委員	原口博文でございます。賛成の立場から討論を行います。 地方公共団体は住民生活に直接関わる基礎的団体でございます。先ほど請願者からも説明がありましたように、地域活性化対策、少子高齢化対策、防災減災対策など、地方公共団体の今後の役割はますます重要になっていると思います。そのためには地方財政の充実・強化が求められると考えます。 よって、請願第1号に賛成といたします。 以上です。
委員長	ほかに討論はありませんでしょうか。 (討論なし)
委員長	以上で討論を終結いたします。 これから、請願第1号「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める請願書を採決いたします。 請願第1号は採択することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
委員長	挙手全員です。 したがって、請願第1号「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める請願書は採択と決しました。 お諮りします。 ただいま採択しました請願第1号は、お手元にお配りした請願書記載のとおり、意見書を関係行政庁へ提出したいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なし)
委員長	異議なしと認めます。 したがって、意見書を提出者、委員長名にて発議いたします。 なお、本委員会の審査結果報告書の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。 (異議なし)

委員長	ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。
散会	
委員長	<p>以上で、本委員会に付託された請願の審査は終了いたしましたので、総務建設常任委員会を散会いたします。</p> <p>本日はお疲れさまでした。</p> <p style="text-align: right;">(15:12)</p>
	<p>上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するために署名する。</p> <p style="text-align: center;">総務建設常任委員長</p> <p style="text-align: center;">柳 雅明</p>